海幕経第５２９号
令和５年９月１日

各部隊の長
各機関の長　殿

海上幕僚監部総務部長
（公印省略）

部隊移動処理要領について（通知）

標記について、別冊のとおり通知する。
なお、本実施要領については、令和５年９月１日から実施する。

添付書類：別　冊
写送付先：部内全般

文書管理情報				
文書管理者：海幕経理課長		開示	部分開示	不開示
一元的な管理に責任を有する者：	作成時	○		
分類：経理-会計事務	区分：　１　２　３　４　５　６			
作成年月日：２０２３．８．７				
取得年月日：	理由：			
保存期間：５年				
保存期間満了日：２０２９．３．３１				
本紙を含め：１枚・１部				
配布先：　　~~箇所~~				

海幕経第５２９号（令和５年９月１日）別冊

部隊移動処理要領

令和５年９月１日

海上幕僚監部総務部

文書管理情報				
文書管理者：海幕経理課長 一元的な管理に責任を有する者： 分類：経理-会計事務 作成年月日：２０２３．８．７ 取得年月日： 保存期間：５年 保存期間満了日：２０２９．３．３１ 本紙を含め：１１枚　~~部~~ 配布先：　~~箇所~~		開示	部分開示	不開示
	作成時	○		
	区分：１　２　３　４　５　６ 理由：			

目次

１　総　則 1
⑴　用語の定義 1
⑵　旅費と部隊移動の関係 1
２　内国移動 1
⑴　輸　送 1
⑵　宿　泊 2
⑶　給　食 2
⑷　経費の支弁科目 2
３　外国移動 3
⑴　輸　送 3
⑵　宿　泊 3
⑶　給　食 4
⑷　経費の支弁科目 4
４　その他 5
⑴　給食の支給の範囲 5
⑵　自衛隊の宿泊施設を利用した場合の維持費の負担区分 5
⑶　車両借上 5
⑷　代金支払請求書、領収証書等 5
⑸　私金立替払 5
⑹　為　替 5
⑺　その他 5
「別紙第１」内国移動における宿泊料定額の範囲内で宿舎借上が困難な場合の処理要領 6
「別紙第２」外国移動における宿泊料定額の範囲内で宿舎借上が困難な場合の処理要領 8

１　総　則

⑴　用語の定義

ア　部隊移動

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和２５年法律第１１４号。以下「旅費法」という。）に基づく旅費を支給しない出動、災害派遣、地震防災派遣、訓練、演習等のために部隊（２人以上の隊員が引率者の指揮の下に一団となって行動する場合を含む。）及び隊員が輸送される場合において、その任務及び行動の本質上、輸送、宿泊及び給食等（以下「移動等」という。）はすべて現物をもって処理するのが適当と認められる移動等をいう。

なお、艦船乗組員が共同訓練等で他の外国艦艇に乗り組んだ場合は、引き続き、艦船に乗り組んだものとみなし、部隊移動には含まないものとする。

イ　内国移動

部隊移動のうち、国内の移動等をいう。

ウ　外国移動

部隊移動のうち、日本国内国際空港（港を含む。）と外国国際空港（港を含む。）間の移動及び外国における移動等をいう。

⑵　旅費と部隊移動の関係

旅費は、旅費法に基づき、その経費を定額支給することに対して、部隊移動は移動等、すべての経費を現物支給することを基本とする。公務上の必要又は真にやむを得ない場合のほか、私金の立替払は原則禁止とする。部隊移動における経費の考え方は、旅費法第１条第１項に準拠する。また、可能な限り、早期に計画を行い、特割等の各種割引制度を活用する。

２　内国移動

⑴　輸　送

輸送は、自衛隊の輸送機関等、自隊輸送を主として利用するものとし、民間輸送等、その他の有料の交通機関を利用する場合の経路及び方法は、旅費法に準拠するほか、次に定めるところによるものとする。

ア　海上自衛隊補給実施要領（補本装補第２０７２号（１８．１２．２７）別冊）１１１４０第２項３７号に定める自衛隊旅客運賃料金後払証又は乗車券オンライン申込サービス（以下「後払証等」という。）により調達した乗車券及び急行券等（以下「乗車券類」という。）を利用するものとする。ただし、後払証等により乗車券類を調達できない場合には、当該部隊輸送に係る経費を所轄する資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。以下「資金前渡官吏等」という。）が、当該輸送に必要な乗車券類を調達して利用するものとする。

イ　運賃又は料金の等級を２以上の階級に区分する航路による場合には、最下

級の等級によるものとする。

ウ　座席指定車が確保できない場合又は部隊等の長が適当と認める場合は、自由席にすることができる。

エ　部隊等の長が、任務遂行上、寝台車を利用することが必要であると認めた場合は、寝台券を調達することができる。

⑵　宿　泊

宿泊を必要とする場合における宿泊施設は、極力自衛隊の宿泊施設を利用するものとし、自衛隊の宿泊施設を利用することができない場合には、１夜につき５，９１０円の範囲内において、宿舎を借り上げることができるものとする。ただし、この金額の範囲内で宿舎借上が困難な場合にあっては、別紙第１のとおり処理するものとする。

⑶　給　食

輸送の途中（車中、船中等）及び宿泊施設（前号の規定により借り上げたものを含む。以下同じ。）に滞在中の食事は、極力自衛隊の給食施設から支給を受ける（弁当その他任務遂行にあたり支給される給食を含む。以下「部隊給食」という。）ものとし、部隊給食を受けることができない場合には、部隊給食にかえて次表に定める額を定額支給するものとする。

区　分	給食額
朝　食	560 円
昼　食	850 円
夕　食	1,140 円

⑷　経費の支弁科目

部隊輸送に伴う経費の支弁科目は、次表を標準とし、これによらない場合は、資金前渡官吏等の指示による。

経費の種別	支弁科目	
	目	目の細分
輸送費	運搬費	演習等参加費
宿舎借上費 （付帯経費を含む。）	教育訓練費	教育訓練演習費
給食費	糧食費	一般糧食費
燃料費	油購入費	車両用油購入費

注：燃料費については、経路の近傍の自衛隊施設又は契約された給油所で給油を受けるものとし、受けられない場合は、燃料カードによる給油を受けることとする。それでもなお、受けられない場合は、私金立替払で受けることができることとする。

３　外国移動

⑴　輸　送

輸送における経路及び方法は、旅費法に準拠するほか、次に定めるところによるものとする。

ア　日本国内国際空港（港を含む。）と外国国際空港間（港を含む。）の輸送手段の調達は人数によらず契約によるものとする。

イ　レンタカー等、外国における輸送手段の調達は可能な限り、日本国内において、契約を行うものとする。

ウ　物品役務相互提供協定（以下「ＡＣＳＡ」という。）による移動は、ＡＣＳＡ関連規則による。

⑵　宿　泊

宿泊の考え方は、旅費法に準拠するほか、次に定めるところによるものとする。

ア　宿泊を必要とする場合における宿泊施設は、次表の宿泊料の範囲内において、宿舎を借り上げることができるものとする。ただし、この金額の範囲内で宿舎借上が困難な場合にあっては､別紙第２のとおり処理するものとする。

費　目	区　域	２級以下(△)	６級以下 ３級以上 (※)	７級以上 １０級以下 １佐(三)～将補(二)	指定職の者 将補(一)以上
宿泊料	指定都市	11,300 円	13,500 円	15,800 円	18,000 円
	甲	8,600 円	10,300 円	12,100 円	13,800 円
	乙	6,000 円	7,100 円	8,400 円	9,500 円
	丙	4,900 円	5,800 円	6,800 円	7,800 円

（※）：２佐～２尉、３尉６９号俸以上、准尉・曹長１０５号俸以上

（△）：３尉６８号俸以下、准尉・曹長１０４号俸以下、１曹以下

地域区分	外国移動　各都市・地域区分					
	地域区分		指定都市	甲	乙	丙
	北米地域		ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン	○		
	欧州地域	西欧	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
		東欧	モスクワ		○	
	中近東地域		アブダビ、ジッダ クウェート、リヤド	○		
	アジア	東南アジア	シンガポール		○	

	地域	韓国・香港				
		南西アジア・中国				○
	中南米地域					○
	大洋州地域				○	
	アフリカ地域		アビジャン			○
	南極地域					○

イ　部隊移動（２人以上の隊員が引率者の指揮の下に一団となって行動する場合を含む。）において、当該部隊行動中の隊員が同一施設に宿泊する必要がある場合は、最も上位の級の宿泊料を上限として借上げることができる。

ウ　宿泊料について、国際会議等で開催国等から宿泊施設が指定された場合は、現に必要な額を上限に借り上げることができるものとする。

エ　食事が宿泊料に含まれている（食事付き無料を含む。）場合は、上記アの金額にそれぞれ次号の外国移動における給食額を加算した額を上限とする。

オ　国外通貨で立替払を実施する場合は、宿舎選定時のレートにより円換算し、アの表の宿泊料の範囲内となっているか確認を行う。

⑶　給　食

給食は、次に定めるところによるものとする。

ア　給食は、次表に定める額を定額支給するものとする。

区　分	給食額
朝　食	1,600 円
昼　食	1,600 円
夕　食	3,200 円

イ　航空機搭乗時において、航空賃に当該食事が含まれている場合は、支給しない。

ウ　給食の始期及び終期は、日本国内国際空港（港を含む。）を出発した時及び到着した時とし、各食の分類は現地時間を基準とする。

⑷　経費の支弁科目

部隊輸送に伴う経費の支弁科目は、次表を標準とし、これによらない場合は、資金前渡官吏等の指示による。

経費の種別	支弁科目	
	目	目の細分
輸送費 （旅行雑費を含む。）	運搬費	演習等参加費
宿舎借上費 （付帯経費を含む。）	教育訓練費	教育訓練演習費

給食費	糧食費	一般糧食費
燃料費	油購入費	車両用油購入費
通信費（電話、通信料等）	通信維持費	通信維持費
物資輸送費	運搬費	物資輸送費

４　その他

⑴　給食の支給の範囲

第２項及び第３項の規定による食事の支給は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和２７年法律第２６６号）第２０条の規定に基づき食事の支給ができる場合に限るものとする。

⑵　自衛隊の宿泊施設を利用した場合の維持費の負担区分

自衛隊の宿泊施設を利用した場合において、寝具の洗濯費等、当該施設の利用に伴う維持費を必要とした場合の経費は、当該施設を提供した部隊等で負担し、隊員から徴収してはならない。ただし、他自衛隊の宿泊施設を利用した場合で、寝具の洗濯費等の維持費が発生する場合は、寝具を持参する等、立替払いの極限に努める。

⑶　車両借上

車両借上を行う場合は、借上目的や人数等に応じた車種の選定や借上期間の設定等を行い、不要な付加サービスをつけることのないよう留意する。

⑷　代金支払請求書、領収証書等

宿泊施設を利用した場合における代金支払請求書及び領収証書は、当該施設の運営規則等に基づいて発する請求書及び領収証書とする。

⑸　私金立替払

私金立替払することが必要な場合は、資金前渡官吏等の事前の承認を受けた上で実施できるものとする。支払証拠書類に添付する書類及び様式は、海上自衛隊計算証明事務取扱要領について（通達）（海幕監査第３０号。令和５年２月２８日）別冊第６章第２節第２項第６号によるものとする。

⑹　為　替

外国移動における給食以外の国外通貨での立替払については、支払手続をする際に官署支出官の主要取引銀行のＴＴＳレートにて円換算し、請求するものとする。ただし、クレジットカードで支払った場合は、クレジットカード会社が定めた適用日の基準レートにて円換算し、請求する。

⑺　その他

第２項及び第３項に掲げる事項は、予算上これらの経費の支払が可能な限度において、実施するものとする。

別紙第１

内国移動における宿泊料定額の範囲内で宿舎借上が困難な場合の処理要領

公務の円滑な遂行上、支障のない範囲で資金前渡官吏等が適当と認めた場合、第１項及び第２項に示す条件で検索した結果、宿泊施設全てが宿泊料定額では宿泊ができない場合に限り、第３項のとおり宿泊ができることとする。

１　検索対象範囲

⑴　鉄道、官用車等を利用する場合は用務地から１５㎞圏内

⑵　バスを利用する場合は用務地から５㎞圏内

⑶　前２号の範囲内において、所要時間が３０分を超える宿泊施設が検索された場合には、選択の対象から除外することができることとする。

⑷　例外として、用務地周辺において、鉄道やバスなどの移動手段が全くない場合に限り、徒歩１㎞圏内とする。

⑸　交通網の発達している特別区及び政令指定都市においては、市内（特別区の場合は特別区全域）を一括検索することができることとする。

２　検索方法

複数の宿泊施設検索サイト（※１）により検索する。メタサーチサイト（※２）又は他社商品も含めて検索対象範囲の宿泊施設を提供できる旅行代理店の利用により検索した場合は、複数検索したものとみなす。

※１　宿泊料定額内で宿泊することを念頭に利用する検索サイトから検索する。

※２　１回キーワードを入力すると、複数の検索エンジンで検索が実行され、検索結果が表示される検索サービス

３　宿泊施設の設定

検索結果のうち、宿泊料が最も安価な宿泊施設及び料金体系（※３）を選択する。ただし、宿泊料について、最も安価な宿泊施設及び料金体系の宿泊料を上回った場合でも、交通費を含めた合計額がより安価になるのであれば、当該宿泊施設及び料金体系を利用することができることとする。

なお、安価であっても、ウィークリーマンションを除く簡易宿所（※４）のようにセキュリティ面が十分でないと判断される宿泊施設及び宿泊に条件を付しており、部隊移動者が宿泊できない料金体系は、選択の対象から除外することができることとする。

※３　宿泊施設が提供する、１泊２食付プラン及び素泊まりプラン等のいわゆる宿泊プランを指す。

※４　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第２条第４項に基づく施設（例：ベッドハウス、山小屋、スキー小屋、ユースホテル、カプセルホテル）

４　その他

⑴　延　泊

宿泊料定額内又は選択した宿泊施設に延泊する必要が生じた場合は、宿泊料定額を超過することになっても、引き続き、その宿泊施設に延泊することができることとし、「現に支払った宿泊料の額」を条件として資金前渡官吏等が認める額については、増額して支給することができることとする。

⑵　華美な宿泊施設の制限

従前の部隊移動時に利用していたケースから著しく乖離するような宿泊施設を利用する場合には、その必要性について、十分検討し、対外的に説明できるようにする。

別紙第２

外国移動における宿泊料定額の範囲内で宿舎借上が困難な場合の処理要領

公務の円滑な遂行上、支障のない範囲で資金前渡官吏等が適当と認めた場合、第１項及び第２項に示す条件で検索した結果、宿泊施設全てが宿泊料定額では宿泊ができない場合に限り、第３項のとおり宿泊ができることとする。

１　宿泊施設の選定条件

該当する部隊移動の状況等を踏まえ、以下の７つの条件のうち１つ又は２つ以上の条件を選択するものとし、全ての条件を選択する必要はないものとする。

⑴　用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間が３０分以内であること。ただし､公務の性質及び内容並びに当該部隊移動における特別の事情を勘案し、やむを得ない場合には、用務先までの適当な所要時間の範囲内とすることができる。

⑵　複数の移動者が同一の宿泊施設での宿泊が必要な場合には、当該移動者分の部屋数の確保が可能であること。

⑶　予約内容の変更が可能な期間が設定されているプランであること。

⑷　施設内に公務上必要な設備が整えられていること。

⑸　各部屋に施錠設備が設置されていることや２４時間体制のセキュリティがあるなど、安全性が確保されている施設であること。

⑹　周辺地域における治安情勢を考慮し、移動者の安全に配慮した立地にあること。

⑺　危険地域（外務省による海外危険情報レベル２以上の地域）においては、上記のセキュリティに加えて、移動者の安全を確保するうえで必要な設備、対策等が講じられていること。

２　検索方法

複数の宿泊施設検索サイト（※１）により検索する。メタサーチサイト（※２）又は他社商品も含めて検索対象範囲の宿泊施設を提供できる旅行代理店の利用により検索した場合は、複数検索したものとみなす。

※１　宿泊料定額内で宿泊することを念頭に利用する検索サイトから検索する。

※２　１回キーワードを入力すると、複数の検索エンジンで検索が実行され、検索結果が表示される検索サービス。

３　宿泊施設等の選定

上記検索結果のうち、予約時点で宿泊料が最も安価な宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系を選択する。ただし、以下のいずれかに該当する場合には、当該宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系を利用することができる。

⑴　宿泊料が、最も安価な宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系の宿泊料を上回った場合でも、交通費を含めた合計額がより安価になる。

⑵　在外公館等が移動者等に対して、情報提供を行った宿泊施設、ルームタイプ及び料金体系の宿泊料の方が上記検索結果よりも安価になる。

4　その他

⑴　延　泊

宿泊料定額内又は本協議により選択した宿泊施設に延泊する必要が生じた場合は、宿泊料定額を超過することになっても、引き続き、その宿泊施設に延泊することができることとし、「現に支払った宿泊料の額」を上限として資金前渡官吏等が適当と認める額については、増額して支給することができることとする。

⑵　華美な宿泊施設の制限

従前の部隊移動時に利用していたケースから乖離するような宿泊施設を利用する場合には、その必要性について、十分検討し、対外的に説明できるようにする。